<飲酒運転根絶誓約書>

私は、自らが飲酒運転を行わないことや、酒気を帯びた運転者が運転する車両に同乗しないなど、道路交通法に定める関係規定を遵守することはもとより、該当の条例を遵守し、留意事項（次紙）を遵守することを誓います。

|  |
| --- |
| <飲酒運転根絶宣言>・私たちは交通ルールを遵守し、飲酒運転をしません。・飲酒運転を行うおそれのある人に対し、車両や酒類を提供しません。・飲酒運転の車両には同乗しません。・飲酒の場には車で行かない、行かせません。・やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。・飲酒運転を発見したときは、警察へ通報します。・飲酒運転をしない、させない、許さないという強い気持ちを持ち続けます。 |

　令和　　年　　月　　日

 　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

留意事項

１．共通事項

(1)．飲酒することを目的とした場には車で行かないとの趣旨であることから、居酒屋、食堂、レストラン、喫茶店、友人宅等も含め、飲酒を目的として行く「場所」を「飲酒の場」とする。

　(2)．次の場合はこの取扱の対象外とする。

　　①．体質的にアルコール飲料を摂取できない者

　　②．飲酒をしないことを前提に参加し、飲酒しない者

　　③．飲酒をしたところに宿泊する者

２．飲酒の場に車で行くことを「やむを得ない」とする条件

（その場合飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保していること）

(1)．勤務地の交通事情に照らして、「通勤において自宅から職場まで」又は「職場から飲酒の場まで」の移動において、公共交通機関の利用及びタクシーの利用が著しく困難な場合

(2)．「障がい等を有するため」、「日常生活において子どもの送迎や親族等の介護等のため」又は「飲酒の場までの物資等の運搬のため」、公共交通機関を利用することが著しく困難で、かつ、タクシーの利用の負担が大きい場合

３．私的な行動

「やむを得ない」かどうかの判断については、目的、その時々の状況、地域事情等も様々であることから、最終的には、自覚とモラルをもって対応すること。なお、その場合にあっても、飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保すること。